

平成 28 年 12 月 12 日
事 務 連 絡

(一社) 日本ビルディング協会連合会 殿

国土交通省住宅局建築指導課

超高層建築物等の長周期地震動対策に係る運用について

国土交通省においては、南海トラフ沿い巨大地震に係る長周期地震動対策として、

- ・長周期地震動対策の対象地域内において、来年 4 月 1 日以降に性能評価を申請して、大臣認定に基づき新築する超高層建築物等については、想定される長周期地震動に基づく検証を行うべきこと
- ・対象地域内の既存の超高層建築物等については、想定される長周期地震動の大きさが設計時の検証に用いた地震動の大きさを上回る場合、新築に準じて、想定される長周期地震動による再検証及び必要に応じた補強等の措置を講じることが望ましいこと

を、本年 6 月 24 日付で、特定行政庁、指定性能評価機関のほか、設計、建設、ビル管理、不動産等の各業界団体に対して通知しています。

国土交通省としては、これらの検証に必要な技術的情報（検証に用いる設計用長周期地震動や検証の際の留意点等）について、同日の通知、国土交通省のホームページ*等において既に示しているところです。

* 超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策について
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000080.html

また、指定性能評価機関においては、国土交通省がこれまでに示した技術的情報を用いて、長周期地震動に関する性能評価が、既に実際に行われているところです。

今般、一部の事業者において、「国土交通省から長周期地震動に対する再検証の評価基準が示されていない」と誤って理解されている事案がありましたが、以上のことから、当該理解は事実に基づくものではありません。

つきましては、上記誤認がないよう、貴団体におかれましては、この旨、会員各位に周知いただきますよう、お願いいたします。

(担当) 住宅局建築指導課 松本、濱田

電話 03-5253-8111 内線 39532、39528